

温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いの一考察
— トレーディング目的で保有される短期売買商品等を中心に —

A Consideration of the Tax Treatment of Greenhouse Gas Emissions Trading:
Focusing on Commodities Held for Trading Purposes

2025年9月16日

白倉 真純 Masumi Usukura

温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いの一考察
—トレーディング目的で保有される短期売買商品等を中心に—

A Consideration of the Tax Treatment of Greenhouse Gas Emissions Trading:
Focusing on Commodities Held for Trading Purposes

臼倉 真純

Masumi Usukura

Abstract

This paper examines the taxation of greenhouse gas emission rights trading. It particularly focuses on transactions conducted for trading purposes as part of commodity investments. First, the paper provides an overview of emissions trading and notes that investing in emissions allowances can be a type of commodity investment. Next, it compares how the holding of emissions allowances in order to profit from short-term market price fluctuations is treated in accounting under corporate accounting standards and the Corporation Tax Act. This comparison highlights issues unique to emissions trading.

0. はじめに

日本政府は、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しており、その実現に向けて10年間で150兆円超の官民GX投資を実現するとしている。具体的には、令和5年度に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」及び同7年2月に閣議決定した「GX2040ビジョン」に基づき、「成長志向型カーボンプライシング（CP）構想」が進められている最中であり、その一環として、温室効果ガスに係る排出権取引制度「GX-ETS」が令和8年度から本格稼働することとなっている。これは、一定規模以上の温室効果ガスの排出を行う事業者を対象に排出権取引制度への参加を義務化するものであるが、今後ますます排出権に関する取引が注目されることになろう。

ところで、すでに排出権やカーボン・クレジットは市場における取引対象と認識されており、市場規模も徐々に拡大しつつある。そこでは自社利用のための排出権等の購入のみならず、流動的な市場を前提に短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的の取引も存在する。こ

2025年9月16日 受理

のように、排出権等がいわゆるコモディティとしての取引対象にもなっている中⁽¹⁾、それらの税務上の取扱いについて検討した論稿は必ずしも多くないように見受けられる。そこで本稿では、排出権取引に係る税務上の取扱いの考察として、特にトレーディング目的で保有され、法人税法上の短期売買商品等に該当する場合を中心に検討することとしたい。

1. 排出権取引

1.1 カーボンプライシング

上記のとおり、政府は「成長志向型カーボンプライシング（CP）構想」を進めている。「カーボンプライシング（CP）」とは、企業などが排出する炭素（カーボン）に価格を付け、排出量に応じた金銭的負担を要求することで炭素排出の削減インセンティブを付与する経済的手法であり⁽²⁾、大別して、炭素税と排出権取引がある。

炭素税は環境税の一種であり、CO₂の排出に対して課される税である。わが国では「地球温暖化対策税」が導入されており、CO₂排出量1トン当たり289円が賦課されている。このほか、令和10年度からは、化石燃料輸入事業者が炭素賦課金（化石燃料賦課金）を支払う制度が開始予定である。

排出権取引とは、一定量の温室効果ガスを排出できる権利（排出権）を取引するものである⁽³⁾。企業は、自社の取組みによって温室効果ガスの排出量を削減するほか、外部から排出権やカーボン・クレジットを購入して自社の排出した温室効果ガスと相殺することで、実質的にカーボンニュートラルを実現することが可能となる。

1.2 排出権取引の仕組み

排出権取引市場は、国や地方自治体が主導する市場と、民間主導の取組みによる市場の2つが存在する。この点、国や地方自治体が一定の規制の枠組みの下で取引を行う市場を「コンプライアンス市場」と呼び、日本政府が主導する「GX-ETS」のほか、東京都や埼玉県がそれぞれ運営していた制度などがある。これに対して、民間企業等が自主的な取組として取引を行う市場を「ボランタリー市場」と呼ぶ。

また、排出権取引には「キャップ&トレード型」と「ベースライン&クレジット型」とがある。キャップ&トレード型では、一般的に主体となる政府等が排出量の制度上の上限（キャップ）を設定した上で、枠組みの参加企業に対して排出を可能とする枠（排出権）を有償又は無償で割り当て、企業がそれを市場で取引する。これに対して、ベースライン&クレジット型は、排出者である企業等が目安とされる水準よりも排出量を削減できたことを評価し、これをクレジット化して取引を行うものである。

令和8年度から本格導入される予定のGX-ETSは、キャップ&トレード型の排出権取引で

ある。これに対して、平成 25 年度から運用されている「J-クレジット」はベースライン&クレジット型の制度であり、同制度によれば、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用などによる CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ の吸収量をクレジットとして国が認証し、参加企業が売買している。J-クレジットは、東京証券取引所が開設するカーボン・クレジット市場で売買することが可能となっており⁽⁴⁾、近年利便性が向上している。

1.3 コモディティとしての側面

このように、キャップ&トレード型の枠組みの中で排出権を取引する制度や、ベースライン&クレジット型によって削減評価をクレジット化して取引するものなど今日の排出権取引は多種多様であるが、いずれにしても市場において価格が付され経済的な取引対象とされている点は共通する。昨今、排出権取引が広く一般化しつつある中で、今後より一層市場が成熟すれば、利ザヤ目的で排出権をコモディティとして売買するようなケースも増えてくることが予想されよう。

ところで、コモディティ (Commodity) とは一般に「商品」を意味する言葉であるが、経済学においては完全または実質的に代替性を有する物品を指す。すなわち、コモディティは誰が生産したかに左右されずに市場において同等な物品として扱われ、具体的には、金・銀・白金などの貴金属や原油・ガスなどのエネルギー、小麦・大豆・とうもろこしといった穀物などが該当する。コモディティには国際的な巨大市場が存在することが多く、例えば金の市場であるロンドン市場や穀物市場としてのシカゴ商品取引所、原油先物を取り扱うニューヨーク・マーカンタイル取引所などが有名である。

このように、完全または実質的に代替性を有する性質上、コモディティの価値は誰にとっても平等となるところ、キャップ&トレード型の枠組みの中における排出権についてはコモディティ該当性を否定し得ないものと解される。なぜなら、ある企業 A にとっての排出権 (排出削減量に応じた枠) は別の企業 B にとっても同等の価値を有するものであり、誰がどのようにその排出権を創出したかという主観的要素は考慮されない。排出権の市場規模は金地金のそれと比べれば遥かに小さく、世界共通の市場が円熟しているわけではないが、少なくとも参加しているキャップ&トレード型の枠組みの中では、排出権 (枠) は完全な代替性を有しているといつてよいのではなかろうか。そうであるとすると、キャップ&トレード型の排出権は市場において自由な取引対象となり、コモディティとしての性質を付与され得るものと考えられる。

これに対して、J-クレジット制度に見るようなカーボン・クレジットの場合にはやや趣が異なるかもしれない。前述のキャップ&トレード型の枠組みの中での排出権は、いわば排出削減量に応じた単なる「枠」であるのに対して、カーボン・クレジットではプロジェクト

ごとの評価が介在するためである。

例えばJ-クレジット制度では、プロジェクトごとにどのような温室効果ガス排出削減・吸収事業を実施しているかなどが問われる。具体的には、空調設備を更新して高効率化したことによる温室効果ガスの削減か、太陽光発電設備を設けることで化石燃料を再生可能エネルギーに代替したことによる削減か、計画的な間伐の実施など適切な森林管理を行ったことによる削減かなど、単純にどれほどの量の温室効果ガスを削減等したのかとは異なる視角を含む点が特徴といえよう。すなわち、いかようなプロジェクトに基因した削減等であるのかによってクレジットの価値が異なることとなり、実際の市場においても、温室効果ガスの「除去・吸収系の方法論・プロジェクトのほう削減系よりも価値が高い」と捉えられているという⁶⁾。そのような性格からすると、キャップ&トレード型の排出権のように幅広い取引の対象とはなり難く、実際のところ、カーボン・クレジットの売買に当たってはこれまで相対取引が主流であったといわれている⁶⁾。

もっとも、カーボン・クレジットについても、近年、政府系や民間の取引市場が整備されてきており、これにより当該クレジットが持つ特性（方法論や創出地域など）に応じたカーボン・クレジットの価格が可視化されつつあるという指摘もある⁷⁾。仮に、カーボン・クレジットの特性に応じた評価基準が具現化されれば、市場において一般に流通することも十分あり得るものと捉えておきたい。なお、以下では、排出権とカーボン・クレジットを併せて、単に「排出権等」と呼ぶこととする。

2. トレーディング目的で保有する棚卸資産に関する会計処理

2.1 排出権等の2つの保有目的

企業が排出権等を保有するケースとしては、①自社の排出削減超過枠と相殺するための「自社利用ケース」と、②市場の価格変動を通じて短期的な利ざやを得ることを目的とする「金融投資ケース」が想定される。おそらく、現時点においては自社利用ケースが大半かと思われるが、市場の成熟に応じて金融投資ケースも増加してくるものと思料する。

自社利用ケースの場合は、企業が取得した排出権等は棚卸資産あるいは投資その他の資産に該当すると解され⁸⁾、この場合は、取得原価主義の下で処理することとなる。そして、排出権等を自社の排出量超過分と相殺処理した時点で費用計上することになる。

対して、金融投資ケースの場合にはトレーディング目的で保有する棚卸資産であって、性格としては売買目的有価証券に近いものであると考えられる。本稿では、この場合の会計処理を確認することとする⁹⁾。

2.2 排出権等の取得方法

ところで、排出権等の取得にはいくつかの方法が考えられる。この点、企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」3項及び4項では、①他者から購入する場合、②出資を通じて取得する場合、③無償で取得する場合の3つが挙げられている。この点、③としては政府などから排出権等を無償で取得する場合が想定されるが、無償で割り当てられた排出権等をコモディティとして利ザヤ獲得を目的に第三者へ転売することは考え難く、自社利用ケースとすることが通常であると解されるため、本稿では検討対象から除外する。したがって、トレーディング目的で保有する排出権等の取得は、①他者から購入する場合と②出資を通じて取得する場合とが主となろう。②の場合にはプロジェクトなどへ出資した上で、投資先から現金以外の財産の分配（現物の分配）として排出権等が割り当てられることとなる。以下では、①や②の方法によって排出権等を取得し、それらをコモディティとして運用する場合の会計処理を考えることとしたい。

2.3 会計基準

ところで、令和7年現在、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関する会計上の取扱いとしては、平成18年7月5日に企業会計基準委員会により公表された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準⁽¹⁰⁾」（以下「棚卸資産会計基準」という。）と、令和元年7月4日に公表された同基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）がある。なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産の性格は売買目的有価証券に近いと解されるため、売買目的有価証券の会計処理に準ずるものとされている。したがって、その具体的な適用については、売買目的有価証券が準拠する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）を参照することとなる（第16項）。

棚卸資産会計基準が公表される以前は、通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産について区別する定めはなかったが、同基準においてトレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準が定められ、通常の販売目的で保有する棚卸資産との区別が図られることとなった。その後、時価算定会計基準の公表を受け、トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価評価に修正が加わり、現在の取扱いに至っている⁽¹¹⁾。

2.4 時価評価

棚卸資産会計基準15項は「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。」とし、いわゆる時価評価を定めている（「時価」の意義は後述）。

ここで「トレーディング目的」とは、「当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場

価格の変動により利益を得る」という目的を指すが（60項）、そうした目的で保有する棚卸資産については、「投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められると考えられる」ことから、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（同項）。

この場合の「市場」は、「活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在が前提」とされているところ、そうした市場にあっては売買・換金に対して制約がなく、市場価格の変動に当たる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理されるのである（同項）。

2.5 区分変更

トレーディング目的で保有する棚卸資産の保有目的の区分は、正当な理由がなく変更することはできないものと解される。上記のとおり、トレーディング目的で保有する棚卸資産については売買目的有価証券に準ずるものとされているため、保有目的の区分変更にも制限があると解すべきではなからうか。

この点、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」80項は「有価証券の保有目的の区分は、正当な理由がなく変更することはできない。」とした上で、保有目的区分の変更が認められるケースを4つ列挙しているが、そのうち、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関しては、資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って保有目的区分を変更する場合（①）と、法令又は基準等の改正又は適用により保有目的区分を変更する場合（④）が該当するものと思われる。なお、これらの事情により区分を変更する場合には時価により振り替え、評価差額を当期の損益に計上する⁽¹²⁾。

2.6 時価の定義

2.6.1 時価算定会計基準における時価の定義

ここで「時価」とは何かが問題となるところ、時価算定会計基準によれば、「時価」とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」であり（第5項）、いわゆる「出口価格」を指す。

「秩序ある取引」とは、「資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引をいう」ものとされ、強制された清算取引や投売りのように、他から強制された取引は該当しない（第4項（2））。

2.6.2 時価算定会計基準を受けた棚卸資産会計基準における時価の定義

上記のとおり、時価算定会計基準の公表を受けて棚卸資産会計基準が一部改訂された結果、同基準の改正後4項（時価の定義）は次のとおりとなっている。

棚卸資産会計基準4項

「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。ただし、…（中略）…トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第5項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。

同項本文の文理によれば、「時価＝公正な評価額＝市場価格に基づく価額」ということになるが、ただし書きによって、トレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は時価算定会計基準5項に従うこととされ、結果として「市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格」となる。どちらも一見するところ「市場」において付される金額をベースにしているという点で共通しており、ここに特段の差を意識する必要はないとの見解もあり得るものの、ただし書きで接続されている以上、その前後には差異があると考えるのが自然な理解ではなからうか。

この点、後者の「時価」の定義は「資産の売却によって受け取る価格」とされているとおり、いわゆる出口価格を表しているものと解されるのに対し、前者の「時価」では「市場価格に基づく価額をいう」とされるのみであって出口価格に限定されていない。したがって、前者の「時価」は場合によっては入口価格を含む広い概念であるといえよう⁽¹³⁾。なお、前者の「時価」は「市場価格に基づく価額」とされ、評価額（Value）を意味しているのに対し、後者の「時価」は「受け取る価格」とされているとおり、市場において具体的に付される値段（Price）を意味しているものと解される。すなわち、後者の「時価」の算定においては、資産の所在地や当該資産の売却に対する制約などの資産それ自体の特性は考慮されるものの⁽¹⁴⁾、取引当事者である企業による特性や保有目的は考慮されない。これは、同じ資産であればそれを保有する企業の特性や目的によって価格が異なることはなく⁽¹⁵⁾、つまり、「同じ資産には同じ値段が付く」という前提に立つからである。

このように、時価算定会計基準の影響を受けて、棚卸資産会計基準内の「時価」には2つの概念が付与されたことになり、評価対象によって意義が異なることに留意が必要である。次章では、法人税法上の取扱いを確認する。

3. 短期売買商品等に係る税務

3.1 会計基準への適応

法人が加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得る目的で保有するコモディティは、法人税法上「短期売買商品等」に該当する。平成19年度税制改正においてトレーディング目的で保有する短期売買商品等が棚卸資産から除外され、短期売買商品等については時価法により評価されることとなった。これは、上述の棚卸資産会計基準の公表に合わせ法人税法も改正されたものであり、棚卸資産会計基準の適用開始に適応するためであったとされている⁽¹⁶⁾。

3.2 法人税法上の定め

3.2.1 定義

法人税法2条《定義》20号は、「棚卸資産」の範囲を「商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの」とするが、続くカッコ書きにおいて有価証券と短期売買商品等をその範囲から除いている。その上で、短期売買商品等の範囲は次のとおり規定されている（法61①、令118の4、規26の7）⁽¹⁷⁾。

法人税法施行令118条の4《短期売買商品等の範囲》1項1号

内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（専担者売買商品）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの（専担者売買商品を除く。）

このように、①取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものであること又は②取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものであることの、いずれかを満たさないと短期売買商品等には該当しない。

これは、短期売買商品等の定めが、法人税法が原則として認めていない資産の評価益の益金算入・評価損の損金算入を認めるものであるため、同商品等を用いた恣意的な課税所得の算定が行われないう、予め専担者の存在や帳簿への記載を求めておく趣旨と解される。

3.2.2 譲渡利益額

法人税法 61 条 1 項は以下のとおり定める。

法人税法 61 条 1 項 (抄)

内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額
- 二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額

このように、短期売買商品等に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則としてその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入するものとされる（法 61 ①）。これは、法人税法では資産の販売又は譲渡に係る収益の認識は原則として「引渡し基準」によるのに対し、いわゆる「約定日基準」を採用するものである。また、法人税法は原則として総額主義を採用するところ、純額計算を定めた取扱いでもある。

なお、「譲渡利益額」とは、短期売買商品等の譲渡により「通常得べき対価の額」から当該商品の原価の額を引いた差額であるとされており、単に売価たる譲渡金額から原価を差し引いた額とはされていない（後述）。

3.2.3 時価評価

期末に保有する短期売買商品等については「時価法⁽¹⁸⁾」により評価した金額をもって期末における評価額とし、かかる評価益又は評価損は当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入するものとされている（同②③）。これは、法人税法の基本的立場である資産の評価益の益金不算入（法 25 ①）及び評価損の損金不算入（法 33 ①）の例外規定である。

我が国の法人税法は、包括的所得概念を採用しつつも資産の評価益を益金不算入とし（法 25 ①）、資産の評価損についても損金不算入（法 33 ①）を原則としてきた。しかし、企業会計において時価主義の考え方が導入され、未実現の評価差額についても当期の損益として処理することになるにつれて、租税会計においても時価主義を主張する見解が強くなり、一定

の範囲で時価主義が導入されるに至った⁽¹⁹⁾。その一つの局面が、この短期売買商品等の時価評価である。

3.2.4 区分変更に伴うみなし譲渡

短期売買商品等を有する法人がその売買を行う業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、かかる短期売買商品等を「その時における価額」により譲渡し、かつ、短期売買商品等以外の資産を当該価額により取得したものとみなして譲渡損益を計上する(61⑤)。

4. 排出権取引の当てはめ

以上が、トレーディング目的で保有する棚卸資産の企業会計上の取扱い、短期売買商品等の法人税法上の取扱いである。本章では、これらに排出権等を当てはめ、かかる取引の税務あるいはその問題点を検討する。

4.1 企業会計と法人税法について

我が国では、かつて商法会計・企業会計・法人税会計が相互に補完し合ういわゆるトライアングル体制などと呼ばれる時期もあったものの、近年では、企業会計と法人税会計との乖離が著しいという指摘も多い⁽²⁰⁾。もっとも、本稿で取り上げているトレーディング目的で保有する棚卸資産については、比較的、企業会計と法人税法の取扱いが整合的な領域であるとも解される。実際に、短期売買商品等について定めた法人税法 61 条が創設された際の財務省の解説においても、「企業会計の整備に伴い、税制面でも企業の事務処理の負担とならないよう改正が行われ」た旨の記載もあり、企業会計への歩み寄りを見て取ることができる⁽²¹⁾。この点、例えば平川〔2013〕の分析によれば、企業会計上の公正価値評価の適用が、税収の拡大という観点と合致したことが法人税法が企業会計に接近した要因であるとされたうえで⁽²²⁾、「一概に会計基準と法人税法が乖離しているとはいえない状況にある」と結論付けられている⁽²³⁾。

もちろん、法人税法が企業会計に歩み寄っているといえても、棚卸資産会計基準や時価算定会計基準を公正処理基準(法法 22④)として無条件に取り入れているわけではなく⁽²⁴⁾、あくまでも「別段の定め」として条文を設けて対応していることは看過できない。したがって、短期売買商品等の取扱いをめぐっては企業会計の定めや趣旨などが参考になりつつも、法人税法固有の思考が存在しているものとする。

以下では、それらを踏まえた上で、排出権等の取扱いについて、期末評価時、譲渡時、区分変更時の3つの観点から、この点を検討してみたい。

4.2 期末評価時

企業会計も法人税法も、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、期末において時価評価することとされている。ここでの時価が、いわゆる「出口価格」を指すことは企業会計も法人税法も異なるものではないと思われるが、その詳細まで必ずしも同じとは限らない。

法人税法では、時価とは「公表最終価格等」であり、それは一義的には期末日の「最終売買価格」を指すものの、当該最終売買価格がない場合には「最終の気配相場の価格」をもって評価するものとされている（法令 118 の 8①）。この「最終の気配相場の価格」については、課税実務上、法人税基本通達 2-3-68《短期売買商品等の気配相場》が「その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする」旨を発遣している。

これに対して企業会計では、時価算定会計基準適用指針において「時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。」とされている。つまり、企業会計にあつては気配相場によって時価を算定する場合には、「買気配と売気配の間の適切な価格」を用いることができるのであつて、必ずしも法人税基本通達のように仲値と限定するものとはなっていない。

この点の差異につき国税庁の解説によると、「売り気配と買い気配の範囲といつても幅があり、その幅の中のどの価格を適切なものとするかの判断基準は特に示されていない。そのため、算定された価格の妥当性を判断することが困難であることに加え、時価算定についての恣意性が介在する余地があり課税上の弊害が生ずる可能性がある。この点、仲値であれば画一的な計算結果を得ることができ、同じ種類及び銘柄の短期売買商品等の時価が一法人の中で一貫していれば時価算定についての恣意性は排除される〔下線筆者〕としており、課税上の観点からの示達であるという。

企業会計に平仄を合わせる形で短期売買商品等の時価評価が定められたことは上記のとおりであるが、これは、従来取得原価主義を貫いてきた法人税法が、企業会計と共に損益認識のタイミングを早めたことを意味し、ひいては課税時期を前倒しさせるものであつた。このように、認識のタイミングは企業会計と合致させつつも、そこでの時価の捉え方、つまりは評価・測定に関しては企業会計と足並みを揃えていないことはやや座りが悪いようにも思えてならない。国税庁の通達には「課税上の弊害」という文言が頻出するところではあるが、法人税法施行令 118 条の 8 第 1 項には「仲値」と限定する旨の記載はなく、通達によって解釈の幅を狭めているという批判もあり得よう⁽²⁵⁾。

排出権等の市場は未熟な面もあり、金地金や各種穀物のように必ずしも最終売買価格が公表されているとも限らない。気配相場を探る局面も多分に想定されることからすると、上記

のような企業会計と法人税法のズレを些細なものとして看過すべきではないように思われるのである。

4.3 譲渡時

続いて譲渡時について考えてみたい。

上述のとおり、短期売買商品等に係る譲渡利益額（損失額）は約定日基準によって認識される場所、「譲渡利益額」は、短期売買商品等の譲渡により「通常得べき対価の額」から当該商品の原価の額を引いた差額であるとされている（税法 61 ①一二）⁽²⁶⁾。ここでは、シンプルに売価たる譲渡金額から原価を差し引いた額を売却利益とするのではなく、いわば「あるべき売価」を基準としていることが分かる。法人税法 61 条が創設された平成 19 年改正当初は、「通常得べき対価の額」という文言は使用されておらず、「譲渡に係る対価の額」とされていたが、収益認識会計基準への対応により法人税法が 22 条の 2 を創設した際に、それとの整合性を保つために平成 30 年度に改正されたものである⁽²⁷⁾。

「通常得べき対価の額」は法人税法 61 条 1 項のほか、同法 22 条の 2 第 4 項でも使用されている文言である。法人税法は無償譲渡からも収益を認識する考えに立ち、低額譲渡においても適正な価額で譲渡されたものとして差額部分の収益を認識することとしてきたが（南西通商事件：最高裁平成 7 年 12 月 19 日第三小法廷判決・民集 49 卷 10 号 3121 頁）、従来は明示的な規定がなく解釈論で整理がなされてきた（適正所得算出説⁽²⁸⁾）。法人税法 22 条の 2 第 4 項は、これを条文により明確化したものであると解されており⁽²⁹⁾、ここでいう「通常得べき対価の額」とは時価を意味していると捉えるべきであろう⁽³⁰⁾。

同じ法文の中で同一の用語が使用されている場合には、その文理から明らかである場合を除いて同一の意義と解するのが予測可能性や法的安定性に資するとすれば、法人税法 61 条 1 項の「通常得べき対価の額」と同法 22 条の 2 第 4 項の「通常得べき対価の額」は同一の意味を有する概念であるというべきであろう⁽³¹⁾。すなわち、これらが時価を意味していると解せば⁽³²⁾、法人税法 61 条 1 項は、無償あるいは通常の対価より低い対価で短期売買商品等の譲渡を行った場合に時価で取引を行ったものと擬制する規定であるといえよう。

そもそも企業会計上は、トレーディング目的で保有する棚卸資産を無償ないしは時価より低額で譲渡したとしても、時価で譲渡したかのような擬制は求められていない。棚卸資産会計基準及び時価算定会計基準は期末の時価評価（貸借対照表価額の決定と、その反射的効果としての評価益の計上）を定めているだけであって、譲渡時の実現利益については何ら時価を絡ませていないことからすると、適正所得算出説に立つ法人税法上の実現利益とは大きな乖離があることが分かる。

管見するところ、これら「通常得べき対価の額」については解釈に委ねられている。上記

で述べたいわゆるコモディティのように、誰にとっても同じ値打ちのある資産であれば、「通常得べき対価の額」についての算定は比較的容易であろう。仮に、キャップ&トレード型の排出権取引において「同量の削減枠＝同一価格」として市場が成立するのであれば、かかる取引における「通常得べき対価の額」は客観的に算出できることになる。

これに対して、カーボン・クレジットではどうであろうか。カーボン・クレジットはその性質上、単純にどれほどの量の温室効果ガスを削減等したのかとは異なる視角を含むものであった。いかなるプロジェクトに基因した削減等であるのかによってクレジットの価値が異なるものであり、相対取引が主流であったことも前記のとおりである⁽³³⁾。そうであるとする、カーボン・クレジットを譲渡した場合の「通常得べき対価の額」の算定には実務上の困難が惹起されはしまいか。この点は法解釈で乗り越えることはできず、市場とカーボン・クレジットの評価技法の進化を待つほかないだろう。

4.4 区分変更時

短期売買商品等の区分変更の際には、いわゆる「みなし譲渡」の規定が用意されている⁽³⁴⁾。保有商品の所有関係にはなんら変動がない、すなわち、利益が実現していないにも関わらず「専ら課税技術上の理由」から⁽³⁵⁾、法人税法上、短期売買商品等の譲渡があったものとみなして譲渡損益を認識するものであることから、恣意的な区分変更による所得調整を防止する取扱いであり、法人税法独自の要請といわれることが多い。

しかしながら、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、企業会計も区分変更時において時価評価することとしている(売買目的有価証券の保有目的の変更に準ずる処理)。法人税法が「譲渡」をみなすものであるのに対して、会計上はそのような擬制を介してはいないものの、結果としては同一となろう。

排出権等についても区分変更時には同様の処理がなされるべきであろう。つまり、金融投資ケースから自社利用ケースへ変更がなされる場合には、そこで時価評価を介在させるべきことになる。ただし、排出権等に特有の論点として、自社利用ケースと金融投資ケースの目的が併存している場合にはどのようなだろうか。例えば金地金であれば、一金製品メーカーを除けばトレーディング目的で保有していた金地金を通常の事業目的に係る棚卸資産に振り替えるケースは稀であると思われる。これは、穀物やゴム、石油といった多くのコモディティに共通しよう。しかしながら、排出権等については、一部を自社の排出超過量と相殺しつつ(カーボン・オフセット)、残りの未使用分を市場に再流通させる可能性も多分にあり得るのではなかろうか。

このように通常の事業目的とトレーディング目的とが併存し得るのが排出権等取引の特徴ともいえそうであるが、この場合には自社利用ケースの目的が優先されるものと解すべきで

はなからうか。前述のとおり、短期売買商品等に該当するためには「専担者売買商品」であるか「その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載」することが要件であった。つまり、最初の時点において短期売買商品等（金融投資ケース）である目的を有していなければならず、残りの未使用分を市場に再流通させるようなケースはかかる要件に該当しないことになるのではなからうか。もっとも、主たる目的が金融投資であることが客観的に明らかであって、かつ、上記の短期売買商品等の要件を充足している場合には、短期売買商品等に該当する余地もあり得ると考えておきたい。

結びに代えて

本稿では、温室効果ガス排出権取引に係る税務上の取扱いを検討してきた。とりわけコモディティ投資の一環として、短期売買商品等と扱われるケースに重点を置いて考察を加えたものである。しかしながら、本稿ではトレーディング目的で保有する棚卸資産や短期売買商品等の取扱いに紙幅を割くあまり、肝心な排出権取引の実情についての検討が十分でなかったと考えている。我が国でもいよいよ排出権取引「GX-ETS」が本格化するのを目前に、機を改めて詳細な検討を続けていきたいと考えている。

-
- ⁽¹⁾ 磯部昌吾「排出権取引をビジネス化する欧州金融業界」野村サステナビリティクォーターリー 3 卷 1 号（2022）57 頁、高井裕之「カーボン市場がコモディティ業界の新たな潮流に」東洋経済オンライン（令和 4 年 6 月 27 日配信）。
 - ⁽²⁾ 野村総合研究所『排出量取引とカーボンクレジットのすべて』（エネルギーフォーラム 2023）1 頁。
 - ⁽³⁾ 排出量取引や排出枠取引と呼ばれることもあるが、本稿においてはその差異には立ち入らずに論を進めることとしたい。
 - ⁽⁴⁾ 東京証券取引所「カーボン・クレジット市場の概要〔第 5 版〕」参照
（<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/nlsgeu000006f14i-att/cg27su0000008krx.pdf>）〔令和 7 年 9 月 5 日訪問〕。
 - ⁽⁵⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、141 頁。
 - ⁽⁶⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
 - ⁽⁷⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
 - ⁽⁸⁾ 企業会計基準委員会実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」4 (1) では無形固定資産に該当するケースも想定されている。
 - ⁽⁹⁾ 本稿ではトレーディング目的で保有する排出権等（金融投資ケース）に論点を絞ることとする。具体的には、後述する企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に

おけるトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものであって、法人税法上は短期売買商品に該当するケースのみを取り上げる。トレーディング目的ではなく、自社の排出量超過分と相殺処理するために保有する排出権等は、通常の棚卸資産として別個のロジックで会計処理及び税務処理を考える必要があることから、この論点については別稿を予定している。

- ⁽¹⁰⁾ 平成 20 年 9 月 26 日改正、令和元年 7 月 4 日最終改正。
- ⁽¹¹⁾ 金融商品会計基準や棚卸資産会計基準などの諸基準において時価による評価が求められてきたものの、時価の算定方法に関する具体的な基準は存在しなかった。そこで、IFRS 第 13 号「公正価値測定 (Fair Value Measurement)」などを参考にしながら、令和元年 7 月に公表された時価算定会計基準によって時価概念が定義されることとなった。時価算定会計基準は、金融商品会計基準と棚卸資産会計基準の範囲に係る時価の算定について定めるものであり、それ以外の基準については影響しないものとされている。すなわち、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（基準第 20 号）や固定資産減損会計基準（基準第 35 号）においても一部で時価が関係するものの、これらの時価には、時価算定会計基準の射程は及ばない点に留意が必要である。
- ⁽¹²⁾ 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」85 項、87 項参照。
- ⁽¹³⁾ 金子友裕『『時価の算定に関する会計基準』における『時価』の検討』産業経理 81 巻 1 号 (2021) 71 頁。
- ⁽¹⁴⁾ 例えば、所在地が資産の特性である場合には、その資産を市場まで移動させるための輸送費が考慮される。
- ⁽¹⁵⁾ 国田清志『『時価の算定に関する会計基準』の適用範囲の拡大可能性：『金融商品に関する会計基準』と『棚卸資産の評価に関する会計基準』との検討から』専修商学論集 110 号 (2020) 169 頁。
- ⁽¹⁶⁾ 品川芳宣「棚卸資産の評価損（時価評価）をめぐる会計と税法との関係」税経通信 63 巻 9 号 (2008) 23 頁。
- ⁽¹⁷⁾ 以下、組織再編成に伴う取扱い及び暗号資産に関する取扱いは省略する。
- ⁽¹⁸⁾ 期末時において有する短期売買商品等をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもって当該短期売買商品等の当該期末時における評価額とする方法をいう。
- ⁽¹⁹⁾ 金子宏『租税法 [第 24 版]』(弘文堂 2021) 369 頁。
- ⁽²⁰⁾ 品川・前掲注 16、24 頁。
- ⁽²¹⁾ 財務省「平成 19 年度 税制改正の解説」350 頁。
- ⁽²²⁾ 平川茂「会計基準と法人税法の乖離と接近」経済学研究 79 巻 5 = 6 号 (2013) 212 頁。鈴

木一水「財務会計と税務会計の交流とその断絶」會計 173 巻 1 号 (2008) も参照。

- ⁽²³⁾ 平川・前掲注 22、214 頁。
- ⁽²⁴⁾ 金融商品会計基準の創設時、金融商品会計基準をそのまま公正処理基準として受け入れることなく法人税法 61 条の 3 を創設して対応したことも同様である。この取扱いは、新設された会計基準が公正処理基準に該当するかの問題を埒外に置くことで解決を図ったものといえる (成宮哲也「企業会計の変容と法人税法」近畿大学産業理工学部かやのもり 2 号 (2005) 41 頁)。
- ⁽²⁵⁾ ただし、通達は注書きで「当該売り気配と買い気配の間の適切な価格を用いることとする旨及びその内容を予め定め、会計処理方針その他のものにより明らかにしている場合で、本文に定める方法に代えて当該予め定められた内容により決定される価格を継続して『最終の気配相場の価格』としているときは、これを認める。」ともしており、必ずしも仲値に限定しているわけではない。
- ⁽²⁶⁾ 法人税法上、資産の譲渡による収益の額は、その販売又は譲渡をした資産の「引渡しの時における価額」であるのに対して (法法 22 ②、22 の 2 ④)、法人税法 61 条 1 項は、「通常得べき対価の額」としている。この両者の内容の相違点は必ずしも明らかではない (泉絢也「法人税法における暗号資産税制の問題点 (1) 期末時価評価課税の改正提言」千葉商大論叢 60 巻 1 号 (2022) 81 頁)。
- ⁽²⁷⁾ 改正前は「短期売買商品の譲渡に係る対価の額」とされていたところ、平成 30 年改正により「短期売買商品等の譲渡の時における有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額」とされたものである。改正前後をその文理から比較すると、改正前は「譲渡に係る対価の額」とされており、「あるべき売価」を指しているようには見受けられない。改正後、「通常得べき対価の額」として「あるべき売価」が求められるようになったとすれば、その反対解釈からも、改正前の「譲渡に係る対価の額」とは単なる譲渡収入を意味していたと解することもできよう。かような解釈に立てば、改正前の法人税法上の取扱いは企業会計の立場と同様であったところ、平成 30 年改正を経て両者の内容が大きく変容したといえなくもない。しかしながら、こうした解釈には疑問無しとしない。本文で指摘したとおり、法人税法は適正所得算出説の考えに拠っており、かねてより短期売買商品が無償ないしは時価より低額で譲渡された場合には、時価 (あるべき売価) によって譲渡されたものと擬制して課税所得を算出してきたものと解される。つまり、改正前の条文上は「譲渡に係る対価の額」とされ、単なる譲渡収入を指していたようにも見えるものの、その実質は「あるべき売価」を指していたものといえるのではなからうか。したがって、平成 30 年度改正前後で法人税法 61 条 1 項の性質に変更が加わったものではなく、条文において使用される文言が、その内容をより明確に示す表現振りとなったものと解して

おきたい。

- ⁽²⁸⁾ 金子宏・前掲注 19、346 頁。金子宏「無償取引と法人税—法人税法二二条二項を中心として—」同『所得課税の法と政策 所得課税の基礎理論 下巻』（有斐閣 1996）336 頁。
- ⁽²⁹⁾ 金子友裕「法人税法における時価の検討—独立企業間価格の検討を中心に—」租税実務研究 10 号（2019）62 頁。
- ⁽³⁰⁾ 金子宏・前掲注 19、364 頁。
- ⁽³¹⁾ 金子宏・前掲注 19、364 頁。
- ⁽³²⁾ 法人税基本通達 2-1-1 の 10《資産の引渡しの時の価額等の通則》では「原則として資産の販売等につき第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額をいう。」とされている。
- ⁽³³⁾ 野村総合研究所・前掲注 2、123 頁
- ⁽³⁴⁾ 有価証券の区分変更等があった場合の取扱いと同様である（法法 61 の 2②）。
- ⁽³⁵⁾ 渡辺淑夫『法人税法〔令和 4 年度版〕』（中央経済社 2022）368 頁。

